

ウクライナ情勢に係るロシア等に対する経済制裁の概要

ロシア向けサービスの禁止措置の概要(2025年9月12日現在)		
財務大臣の許可を要する。	対象業務	適用除外
	<p>居住者による、ロシア政府の関係機関、ロシア法人、ロシア在住者等に対する、信託業務に係る労務・便益の提供(2022年9月5日以後に開始される役務取引)</p> <p>居住者による、ロシア政府の関係機関、ロシア法人に対する、以下の業務に係る労務・便益の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・監査業務、財務に関する業務(2022年9月5日以後に開始される役務取引)・専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務(2022年9月5日以後に開始される役務取引)・土木建築サービス業に係る業務(2023年9月30日以後に開始される役務取引)・プラントエンジニアリング業に係る業務(2023年9月30日以後に開始される役務取引)	<p>2022年9月5日以後、2023年9月30日より前に開始される役務取引について</p> <ul style="list-style-type: none">・当該居住者が、10%以上の株式又は出資を有する法人・団体に対する提供・当該居住者と、役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供という関係がある法人・団体に対する提供 <p>2023年9月30日以後に開始される役務取引について</p> <ul style="list-style-type: none">・居住者が、10%以上の株式又は出資を有する法人・団体に対する提供・居住者と、役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供という関係がある法人・団体に対する提供・サハリン1、サハリン2、アークティック LNG2のいずれかのプロジェクトに係るもの(信託業務の提供については適用除外とはならない)

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com